



2021年2月25日

各 位

会社名 日 邦 産 業 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 岩 佐 恭 知
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
問合せ先 取 締 役 コーポレート本部長 三 上 仙 智
(TEL. 052-218-3161)

フリージア・マクロス株式会社に対する 当社の独立委員会からの追加質問の送付に関するお知らせ

当社は、フリージア・マクロス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2021年2月9日付け「フリージア・マクロス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」にて、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議した旨を公表の上、公開買付者に対して金融商品取引法27条の10第2項に基づいて質問をしておりました（詳細は、当社が2021年2月10日に提出した意見表明報告書をご参照ください。）。これに対して、公開買付者は2021年2月18日に対質問回答報告書（以下「本対質問回答報告書」といいます。）を提出しております。

この度、当社の独立委員会は本対質問回答報告書において記載された回答の内容を精査した上で、追加の質問を行う必要があるとの判断に至り、本日、独立委員会名義で公開買付者に対して別紙の内容の書簡を送付しています。

当社は、引き続き、公開買付者が2021年1月28日に提出した公開買付届出書（その訂正届出書も含まれます。）及び本対質問回答報告書の内容その他の関連情報と併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

別紙

2021年2月25日

フリージア・マクロス株式会社
代表取締役社長 奥山 一寸法師 様

日邦産業株式会社
独立委員会

対質問回答報告書(別紙)に関するご質問

日邦産業株式会社(以下「日邦産業」といいます。)の独立委員会(以下「当委員会」といいます。)は、日邦産業より、貴社が2021年1月28日に開始した日邦産業の普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する諮問を受けています(諮問事項の詳細については、日邦産業が2021年2月10日付けで提出した意見表明報告書をご参照ください。)

今般、当委員会は、貴社が2021年2月18日付けで提出した対質問回答報告書(以下「本対質問回答報告書」といいます。)を拝見いたしましたが、当委員会が諮問事項の検討を進める上で、本対質問回答報告書の別紙「公開買付者に対する質問への回答」(以下「本回答」といいます。)に記載された事項について追加でご教示いただきたい点がございます。

つきましては、別紙<追加のご質問事項>をご覧いただき、2021年3月3日(必着)までに、当委員会宛てまで回答書をご郵送いただきますようお願いいたします。

以 上

(別紙)

<追加のご質問事項>

本別紙にて使用される用語は、別段の記載がない限り、日邦産業が2021年2月10日付けで提出した意見表明報告書の別紙(「公開買付者に対する質問」)において定められた意味を有するものとしします。

(ア) 本回答第1の2について、「公開買付者グループの経営能力を示す一つの事例」をご記載いただいておりますが、その他公開買付者グループの経営能力及び事業遂行能力を示す事実があればご説明ください。また、日邦産業の属する業界における企業経営の実績についてはいかがでしょうか。

(イ) 本回答第1の3について

A) ご回答によれば、公開買付者の投資先及び資本業務提携先企業である上場会社の中には、その有価証券報告書上で公開買付者とのシナジー効果の追及に触れているものもあるとのことですが、その内容及び記載箇所を特定の上ご教示ください。なお、本問は当委員会が本公開買付けを検討及び評価する上で、非常に重要な事項と認識しております。

B) (3)「子会社化ではなく持分法適用会社化という手法でグループを形成していく投資活動を行ってきた理由について具体的にご説明ください。」及び(4)「上記(3)に関連して、公開買付者が、実質的な支配権を有しない持分法適用会社の事業運営に対して、どのような関与を行い、どのような貢献を果たしてきたのかについて具体的にご教示ください。」との質問についてご回答ください。なお、本問は当委員会が本公開買付けを検討及び評価する上で、非常に重要な事項と認識しております。

(ウ) 本回答第3の3に関して、本公開買付けの期間・時期の適切性について質問がなされておりますが、公開買付けの「時期」の適切性に関するご回答は頂いていないように見受けられますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

(エ) 公開買付者に対する質問第4の8(6)にご回答いただいた内容では、現在の日邦産業の市場株価への評価という質問に対する回答が含まれていないように見受けられますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(オ) 公開買付者のお考えになっているシナジー効果についてのご説明は本回答第6の1において既にご回答いただいたところで尽きており、これ以上のご説明はお考えになっていないということよろしいでしょうか。

以上